

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の新商品開発等事業実施要領

平成 28 年 11 月 1 日付け 28 中央果実第 1043 号
一部改正平成 29 年 4 月 1 日付け 29 中央果実第 432 号
一部改正平成 30 年 3 月 22 日付け 30 中央果実第 100 号
一部改正平成 30 年 4 月 11 日付け 30 中央果実第 386 号
一部改正平成 31 年 3 月 20 日付け 31 中央果実第 194 号

第 1 趣旨

平成 29 年 11 月 24 日付けで改訂された「総合的な T P P 等関連政策大綱」に基づき、国産農産物の競争力を強化し、輸出等需要フロンティアの開拓を図ることにより、攻めの農林水産業を推進することが必要となっている。

近年、安全・安心な国産農産物を原材料にすることにより、商品の高付加価値化・差別化を図ろうとするレストランや小売店・食品製造業者等が増加している。

このため、公益財団法人中央果実協会（以下「協会」という。）は、「外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱」（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 生産第 1074 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、「外食産業等と連携した需要拡大対策事業補助金交付要綱」（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 生産第 1073 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び「外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施要領」（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 生産第 1075 号・28 政統第 910 号農林水産省生産局長、政策統括官連名通知。以下「実施要領」という。）に基づき、国の助成を受け、国産農産物を原材料とした新商品の開発を推進する事業を実施するものとする。

本事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、実施要綱、交付要綱、実施要領及びこの要領に定めるところによる。

第 2 事業対象農産物

本事業の対象となる品目は、青果物（野菜及び果実）及びこれらを主な原料とする加工品とする。

第 3 外食・加工業者等の要件

第 4 の事業を実施する者は、外食・中食・加工業者等又は外食・中食・加工業者等と行政機関等により構成する協議会（以下「外食・加工業者等」という。）であって、次の（1）から（3）までの要件を全て満たすものとする。

なお、外食・中食・加工業者等と行政機関等により構成する協議会（以下「協議会」という。）については、併せて（4）の要件も満たすこととする。

（1）国産青果物を活用した新規性のある商品の開発、製造及び販売を行う事業者であ

ること。協議会においては、構成員である外食・中食・加工業者等が本要件を満たすこと。

(2) 安定的に国産青果物を原材料として供給することができる能力のある生産者（当該地域の1戸当たりの平均作付面積を超える者又は今後3年間でこれを超える計画を有する者に限る。）又は生産者団体等（以下「生産者等」という。）との間で原材料の供給契約（流通事業者を交えた三者契約も可とする。以下「原料供給契約」という。）を本事業の実施年度中に締結すること。なお、協議会においては、構成員である外食・中食・加工業者等が生産者等との間で原料供給契約を締結すること。

なお、原料供給契約は、生産者と締結する場合にあっては、複数の生産者との締結を基本とする。原料供給契約の期間は、補助金の交付の翌年度から3年以上の期間とし、毎年度更新することができる。

(3) 国産青果物の需要フロンティアの開拓を促進する観点から、本事業により開発した商品について、国産青果物を原材料として使用する旨を商品の包装等に表示すること。この場合においては、食品表示法（平成25年法律第70号）等の関係法令及びガイドライン等の規定を遵守するとともに、原料原産地表示（「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知（最終改正平成29年9月1日））に定める加工食品の原料原産地表示をいう。以下同じ。）に取り組むこと。

(4) 協議会は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 都道府県又は市町村が構成員となっており、本事業の実施に必要な指導及び協力が確実に得られること。

イ 取組の内容の決定に当たって様々な業種の事業者の意見を反映するよう、外食・中食・加工業者等を始めとして、様々な業種の事業者が構成員となっていること。

ウ 代表者の定めがあること。

エ 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する定めを有すること。

オ 各年度ごとの事業計画、収支予算書等が総会等で承認されていること。

第4 事業の内容

協会は、第3の要件を満たす外食・加工業者等が行う次に掲げる事業について、その要する経費の全部又は一部を補助するものとする。ただし、1の(3)に掲げる新商品の開発に必要な試作は必須とする。また、以下の取組等を行う外食・加工業者等については、優先的に採択するものとする。

- ・公募選考の以前において行われる1の(2)に掲げる市場動向を踏まえた新商品の十分なニーズ調査
- ・新商品の輸出に向けた取組
- ・生産者団体、実需者等と一体となった地域ぐるみの新商品のブランド化に向けた取組

- 1 新商品の開発・試作
 - (1) 新商品の開発のための検討会の開催
 - (2) 新商品の開発のための市場調査の実施
 - (3) 新商品の開発に必要な試作、2により開発又は改良した機械を用いた試作品の製造、試作品に係るパッケージの開発等
 - (4) 試作品に係る評価検討会の開催
- 2 新商品の製造等に必要機械の開発・改良等
 - (1) 新商品の製造用機械の改良及び新たに開発した機械の導入・設置
 - (2) 新商品の貯蔵用機械の改良及び新たに開発した機械の導入・設置
 - (3) 新商品の販売用機械(自動販売機)の改良及び新たに開発した機械の導入・設置
- 3 試作品のプロモーション
 - (1) 試作品のPRのためのパンフレット等の作成
 - (2) 試作品の試食会・商談会等の開催
- 4 原料原産地表示
 - (1) 新商品の原料原産地表示に向けた検討会の開催
 - (2) 新商品の原料原産地表示に必要な機器のリース導入

第5 補助対象経費等

1 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、第4の2及び4の(2)に掲げる事業の補助対象経費は、別表1に掲げるもののほか、別表2に掲げるものとする。また、事業内容の一部を他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を第9の1の(2)の事業実施計画に記載しなければならない。

ア 委託先

イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費

ただし、委託して行わせる範囲は、第3の要件を満たす外食・加工業者等が行う事業の補助金の額の50%未満とする。

2 留意事項

- (1) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。なお、その整理に当たっては、別表1及び別表2の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うものとする。
- (2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助の対象外とする。
- (3) 第4の新商品は、次のとおりとする。

自社でこれまで製造・販売をしていない新規性のある(パッケージの変更や商品の形状の変更等を除く。)商品であること。

なお、1次加工品の開発においては、最終商品の販売が見込まれること。
- (4) 外食・加工業者等は、第4の2に掲げる事業の実施に当たり、次の事項に留意す

るものとする。

ア 機械の導入及び運用に必要な資金を確実に確保すること。

イ 機械の管理に当たる責任者を配置するとともに、適正な業務執行体制を確保すること。

ウ 本事業に係る計画の内容に見合った適切な規模の整備内容とすること。

(5) 需要の変化による売上げの減少等やむを得ない事情により、本事業により開発した新商品の製造を中止する場合には、第3の(1)及び(3)の要件を満たす代替商品の製造に努めることとする。

(6) 第4の2及び4の(2)に掲げる事業で導入する機械は、リース方式等により導入するものとし、リース方式により導入する場合の貸付対象機械は、貸付者がリース物件として貸付可能なものとする。

また、既存設備の単なる更新整備については、本事業の補助の対象外とする。

なお、協会は、外食・加工業者等が第4の2及び4の(2)に掲げる事業に必要な機械をリース方式により導入する場合には、外食・加工業者等が当該機械の貸付者(協会が別に指定承認するリース会社等をいう。以下同じ。)に対し、支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、貸付者に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

(7) 国産青果物の需要拡大を図る観点から、第4の2に掲げる事業により機械の導入(リース方式による導入を含む。)を行った場合には、当該機械の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)又は貸付期間の満了時まで、原料供給契約の契約期間の満了後であっても、当該機械を使用することにより国産青果物を使用した商品の製造に努めることとする。

(8) 補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、交付要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、協会に届け出なければならない。

(9) 外食・加工業者等は、補助事業を遂行するため、第4の2の機械の開発・改良等を行う機械メーカー等の事業者との請負契約等をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(10) 外食・加工業者等は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第1号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

3 リース方式による機械の導入の支援

(1) 助成方法

協会は、外食・加工業者等が第4の2及び4の(2)に掲げる事業に係る機械をリース方式により導入する場合には、外食・加工業者等が貸付者から借り受ける機械の本体価格のうち2分の1以内の金額について、貸付者を通じて外食・加工業者等に助成する。

(2) 貸付者の指定等

外食・加工業者等は、契約をしようとする貸付者について、指定承認申請書を協会に提出するものとする。

(3) 貸付期間

貸付対象機械の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

ア 貸付期間の終了後に貸付対象機械の所有権を外食・加工業者等に移転する場合
貸付対象機械の貸付期間は、法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上の貸付対象機械については60%、1年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内で、貸付者が貸付期間の終了後に貸付対象機械の所有権を外食・加工業者等に移転することを前提に、協会が別に定めるものとする。

ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合には、貸付対象機械は、法定耐用年数に達するまでの間、所有権の移転を受けた外食・加工業者等において適正に使用するものとする。

イ 貸付期間の終了後に貸付対象機械の所有権を移転しない場合

貸付対象機械の貸付期間は、法定耐用年数とする。

なお、貸付期間の終了後における貸付対象機械の取扱いについては、協会が別に定めるものとする。また、再リースを行う場合には、当該貸付対象機械の購入に要する経費の一部が本事業により補助されたものであることを踏まえ、再リース料を設定するよう、協会が貸付者を指導するものとする。

(4) 貸付期間の終了後における貸付対象機械の所有権の移転

貸付者は、貸付対象機械について、(3)の規定に基づく貸付期間の終了後における適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により外食・加工業者等に当該機械の所有権を移転することができるものとする。

(5) 途中解約の禁止

外食・加工業者等は、貸付期間中のリース契約の解約又は解除を行うことはできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約又は解除する場合には、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として外食・加工業者等が貸付者に支払うものとする。

(6) 補助金の返還

協会は、貸付対象機械の貸付期間中において、外食・加工業者等又は貸付者から当該機械の利用状況の報告を受け、把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、外食・加工業者等又は貸付者に対して助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

ア リース契約が解約又は解除されたとき

イ 外食・加工業者等が経営を中止したとき

ウ 貸付期間中に借り受けた機械が消滅又は消失したとき

エ 第9の2の(1)の交付申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになったと

き

オ リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき
カ リース契約の変更の届出、報告等を怠ったとき

第6 申請できない経費

次の経費は、本事業の実施に必要なものであっても、補助対象経費とは認めないものとする。

- 1 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- 2 事業実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 3 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）
- 4 補助金の交付決定前に発生した経費
- 5 飲食費（会議における茶、コーヒー等簡素な茶菓代を含む。）
- 6 本事業の補助を受けて作成した新商品及び販売促進資材を有償で配布する場合の経費
- 7 補助事業の有無にかかわらず、外食・加工業者等が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルする場合の経費
- 8 その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

第7 補助金額及び補助率

補助金の額は、8,102 千円であり、この範囲内で本事業の実施に必要な経費を助成する。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。
本事業の補助率は、別表3に掲げるとおりとする。

第8 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

第9 事業実施等の手続

1 事業の公募

- (1) 協会は、第4の事業の実施に当たり、外部有識者等により構成される公募選定委員会を設置し、外食・加工業者等を公募により採択するものとする。
- (2) (1)の公募を受けて、外食・加工業者等は、別記様式第2号を用いて、新商品の開発等に係る事業実施計画（以下「商品開発事業計画」という。）を作成し、協会に提出するものとする。
- (3) 公募選定委員会は、外食・加工業者等が第3の要件に合致するか、外食・加工業

者等から提出された商品開発事業計画が適切であるか等について審査を行うものとする。

なお、協会は、外食・加工業者等を公募するごとに、公募選定委員会を開催し、審査を行うものとする。

(4) 協会は、(3)の審査の結果(採択(承認)又は不採択)を当該商品開発事業計画を作成した外食・加工業者等に対し、通知するものとする。

2 補助金交付の申請

(1) 1の(4)により、承認の通知を受けた外食・加工業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を別記様式第3号により作成し、協会に2部提出するものとする。

(2) 外食・加工業者等は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない外食・加工業者等については、この限りでない。

(3) 協会は、(1)の申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、外食・加工業者等に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

(4) 外食・加工業者等は、申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を協会に提出しなければならない。

3 商品開発事業計画の変更

外食・加工業者等は、以下に該当する商品開発事業計画の変更を行う場合には、別記様式第2号により計画変更承認書を協会に提出しなければならない。

(1) 事業の追加、中止又は廃止

(2) 成果目標の変更を伴う商品開発事業計画の変更

(3) 事業費の3割を超える増減、国庫補助金の増又は3割を超える減

(4) 第4の1から4までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の3割を超える増減

(5) 第4の1から4までの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用

4 事業遂行状況の報告

外食・加工業者等は、補助金の交付決定のあった年度の各四半期(第4四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第4号により補助金事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期終了後の翌月15日までに協会に2部提出するものとする。

ただし、別記様式第5号の概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

5 事業遅延の届出

外食・加工業者等は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が

困難となった場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類2部を協会に提出しなければならない。

6 概算払請求

外食・加工業者等は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第6号の概算払請求書2部を協会に提出しなければならない。

7 実績報告

- (1) 本事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月2日のいずれか早い日までに、別記様式第7号による実績報告書2部を協会に提出しなければならない。

なお、リース方式により機械を導入した場合は、リース契約書の写しを添付すること。

- (2) 第9の2の(2)のただし書きにより交付の申請をした外食・加工業者等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 第9の2の(2)のただし書きにより補助金の交付の申請をした外食・加工業者等は、(1)の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した外食・加工業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号の消費税相当額報告書により速やかに協会に報告するとともに、協会の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、当該年度の額の確定のあった日の翌年の5月31日までに、同様式により協会に報告しなければならない。

8 補助金の額の確定

- (1) 協会は、前項の(1)の規定による実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、外食・加工業者等に通知する。
- (2) 協会は、外食・加工業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- (3) 前項の規定による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

9 事業の実施状況の報告

外食・加工業者等は、事業実施年度の翌年度から5年後まで毎年度、別記様式第9号により本事業の実施状況報告書を作成し、5月31日までに協会に提出するものとする。

10 事業の評価

外食・加工業者等は、事業の自己評価及びその報告について、第11の2の目標年度の翌年度の6月30日までに別記様式第10号により協会に報告するものとする。

第10 事業の着手

本事業の実施については、原則として、補助金の交付決定後に着手するものとする。

第11 事業の成果目標

- 1 外食・加工業者等は、商品開発事業計画において、本事業の成果目標を定めるものとし、本事業の成果目標は、外食・加工業者等が取り扱う国産青果物の使用量を10%以上増加させることとする。
- 2 本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度の5年後（平成35年度）とする。

第12 交付決定の取消し等

- 1 協会は、第9の3の（1）の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第9の2の（3）の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
 - （1）外食・加工業者等が、法令、この要領等又は法令若しくはこの要領等に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2）外食・加工業者等が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - （3）外食・加工業者等が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
 - （4）補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 協会は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 協会は、1の（1）から（3）までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第9の8の（3）の規定を準用する。この場合において、同項中「前項の補助金」とあるのは、「第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付」と読み替えるものとする。

第13 機械の管理・運営等

- 1 本事業により機械の導入（リース方式による導入を含む。）を行った外食・加工業者等は、管理運営規程を定め、当該機械の法定耐用年数の満了時までは、善良な管理者の注意をもって、当該機械を管理するものとする。

- 2 外食・加工業者等が本事業において購入した機器類等の物品の所有権は、外食・加工業者等に帰属する。ただし、リース方式により機械を導入した場合には、当該機械の所有権については、第5の3の(4)に規定する場合を除き、貸付者に帰属する。
- 3 この機器類等の物品については、管理簿に登録した上で、当該物品にシールを貼るなどして、本事業の購入機器である旨を明記するものとする。
本事業により導入・設置した機械については、本体や看板等に本事業により導入・設置した旨を明記するものとする。
- 4 取得財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第14 財産処分の制限

- 1 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 外食・加工業者等は、処分制限期間において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ協会に届出て、許可を受けなければならない。
- 4 第13の4の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

第15 補助金の経理

- 1 外食・加工業者等は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 外食・加工業者等は、前項の収入及び支出について規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業終了の実施年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則第5条に定める処分制限期間を経過しないものがある場合にあつては、別記様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第16 事業費の低減

外食・加工業者等は、本事業の実施に当たっては、過剰な機械等の導入等を排除し、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

第17 情報の取扱い

協会が設置する公募選定委員会の委員及び外食・加工業者等に対し、助言指導する専門家は、本事業の実施に当たって知り得た外食・加工業者等の開発する商品等に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第18 開発された商品・技術の帰属

本事業により発生した特許権等については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、公募による選定後に協会を通じ、国に提出することを条件に、外食・加工業者等に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国に許諾することとする。

- 1 成果が得られた場合には、遅滞なく国に報告すること。
- 2 国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等を無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 4 当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、事前に国と協議して承諾を得ること。

第19 収益納付

1 外食・加工業者等は、本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、別記様式第12号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該報告に係る年度の翌年度の6月30日までに協会に報告するものとする。ただし、国が特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間が延長されるものとする。

2 国は、外食・加工業者等が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、協会に納付を命じることができるものとする。

なお、納付額は、次の算定により算定した額とする。

納付額＝（収益の累計額－補助事業の自己負担額）×補助金総額／補助事業に関連して支出された費用の総額－前年度までの納付額

(1) 式中の「収益の累計額」の「収益」とは、補助事業に係る商品の営業利益（売上額－製造原価－販売管理費等）をいう。

(2) 式中の「補助事業に関連して支出された費用の総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該商品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。

3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、国は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第20 その他

1 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、協会が別に定めるものとする。

2 事業内容についての問い合わせ先

附 則（平成 28 年 11 月 9 日付け 28 生産第 1337 号農林水産省生産局長承認）

この要領は、生産局長の承認のあった日（平成 28 年 11 月 9 日）から施行する。

附 則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 30 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。

2 この改正前の要領に基づく事業については、なお従前の例によるものとする。